

第4次
名護市教育振興基本計画
令和8年度～11年度

【原案】

令和8年 月 日
名護市教育委員会

市民憲章

【市民憲章の意義】

市民憲章は法律以前の生活規範であると同時に、市の進むべき方向を示す「発展の原則」でもある。つまり、市民憲章は市民のひとりひとりが生活を営むうえでの「願望」であり、「目標」であり、「約束」である。従って、市民憲章は市の郡市像として位置づけられるし、市民に自信と誇りを持たず指標としての機能を発揮する。

(前文)

沖縄の北都に住む私たちは、名護市民としての自覚と誇りを持ち、恵まれた自然の中で人間性豊かな市民となるため、この憲章を定めます。

(本文)

私たち名護市民は人間を尊び、すべてに広い心と豊かな愛情で接します。

実践例

- 1 あいさつをかわし合う市民
- 2 信頼し合う市民
- 3 あたたかい心で交わる市民

私たち名護市民は自然を愛し、文化財を大切にします。

実践例

- 1 花とみどりを大切にする市民
- 2 生きものを大切にする市民
- 3 文化を保護し、創造する市民

私たち名護市民はいたわりあって健康な生活を築きます。

実践例

- 1 身のまわりやまちを清潔にする市民
- 2 老人を敬う市民
- 3 家庭を楽しくする市民

私たち名護市民はきまりを守り、社会を明かるくします。

実践例

- 1 時間を守る市民
- 2 公共物を大切にする市民
- 3 他人に迷惑をかけない市民

私たち名護市民は伸びゆく力を育て、未来へ前進します。

実践例

- 1 青少年に声をかけあう市民
- 2 働く喜びを大切にする市民
- 3 教養を身につける市民

名護市民の歌

本間秀雄 作詞
 (名護市民の歌選定委員会補作)
 城間 繁 作曲

はつらつと
 ♩ = 約126

1. な ん ご く の ひ か り あ ふ
 れ て し お み ち る な ご う
 ら あ お く す み わ た る
 あ あ な ご し ふ る さ と な ご し こ の
 ま ち に い き る よ ろ こ び を
 う た お う よ あ な た も わ た し も

名護市民の歌

一 南国の 光り溢れて

潮みちる名護浦青く澄みわたる

あゝ名護市 ふるさと名護市

このまちに 生きる歓びを

唄おうよ……………

あなたも わたしも

二 名護城 歴史照り映え

人の和と 文化は花と咲きかおる

あゝ名護市 ふるさと名護市

このまちに 希^{のぞ}みもあらたに

励もうよ……………

あなたも わたしも

三 山原^{やんばる}の 空は明るく

明日^{あす}かけて市勢は若く盛りあがる

あゝ名護市 ふるさと名護市

このまちに とわの倅せを

築こうよ……………

あなたも わたしも

教 育 長 挨 拶

令和8年 月 日
名護市教育委員会
教育長 島袋 賢雄

第1章	計画策定に当たって	1
1	計画の趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	成果目標の達成に向けて	4
5	計画の進捗管理・評価	4
第2章	基本的な方向性	5
1	基本理念	6
2	基本方針	7
3	計画の体系表	8
4	持続可能な開発目標（SDGs）を意識した基本理念の策定	9
第3章	名護市教育振興基本計画の主な取組内容及び今後の具体的施策	10
1	第3次「名護市教育振興基本計画」の主な取組内容	11
2	第4次「名護市教育振興基本計画」の具体的施策	16
	Ⅰ 豊かな学びを育む教育の推進	
	・学校教育内容の充実	16
	・学校教育環境の充実	24
	Ⅱ 生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進	
	・歴史文化の保存・活用	31
	・図書館機能の充実	35
	・芸術文化活動の充実	39
	・中央公民館活動の充実	42
	・スポーツ・レクリエーション活動の充実	44
	Ⅲ 学校・家庭・地域で共に学び、支えあう社会の推進	
	・学校・家庭・地域の連携・協働の推進	47

第1章
計画策定に当たって

1 計画の趣旨

教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定により、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、国の教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じ、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定（努力義務）されるものです。

本市では、令和 2 年 2 月に「第 3 次名護市教育振興基本計画」（令和 2 年度～令和 7 年度）を策定し、「学びに向かい つながり しなやかに未来を拓く」基本理念の実現へ、「豊かな学びを育む教育の推進」、「生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進」、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」の基本方針に基づき、市の教育の振興に取り組んできました。

第 3 次名護市教育振興基本計画に基づき、学力向上の推進、市立幼保連携型こども園の設置、屋外教育環境の整備、一人一台端末の実施などによる教育環境の充実、図書館、芸術、文化及びスポーツ事業における各種講座・教室の開催、新博物館建設、スポーツ施設の整備拡充、学校・家庭・地域の連携・協働の推進、社会教育関係団体の支援など、各種施策を展開してきました。

第 3 次名護市教育振興基本計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と国際情勢の不安定化という予測困難な時代の象徴ともいえるべき事態も生じました。また、近年の社会情勢は、物価高騰、人口減少・少子高齢化、急速な技術革新やグローバル化の進展により社会・産業構造は大きく変化し、様々な課題が存在する中、教育の果たす役割はますます重要になっています。

こうした中、国においては、令和 5 年 6 月に第 4 期教育振興基本計画（令和 5 年度～令和 9 年度）が閣議決定され、当該計画は、教育基本法を普遍的な使命としつつ、新たな時代の要請を取り入れていく「不易流行」の考え方を基調とし、総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、将来予測困難な時代において教育施策の進むべき方向性を示すものとなっています。

また、沖縄県においては、沖縄県教育振興基本計画（令和 4 年度～令和 13 年度）が策定され、当該計画は、基本的な考え方「個性の尊重を基本とし、国及び郷土の自然と文化に誇りを持ち、創造・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興を図る。」と 3 つの教育目標「自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。」、「平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。」及び「学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る。」を掲げ、新しい沖縄県が拓く沖縄県の教育の進むべき方向とその実現を示すものとなっています。

第 4 次名護市教育振興基本計画は、国、県の教育振興の方針を踏まえながら、めまぐるしい社会情勢の変化や本市の実情や課題に対し、柔軟に対応していくため、新たに策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定により、国、沖縄県の教育振興基本計画を踏まえ、本市における教育の振興を図るための基本的な計画です。

また、本市の上位計画である「第 5 次名護市総合計画後期基本計画」及び「第 3 期名護市まち、ひと、しごと創生人口ビジョン総合戦略」との整合性と連携を図ります。

教育基本法（一部抜粋）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画は、令和 8 年度を初年度とし、令和 11 年度を目標とした 4 か年間の計画とします。なお、国の教育に関する施策の変更や社会状況、教育を取り巻く環境の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

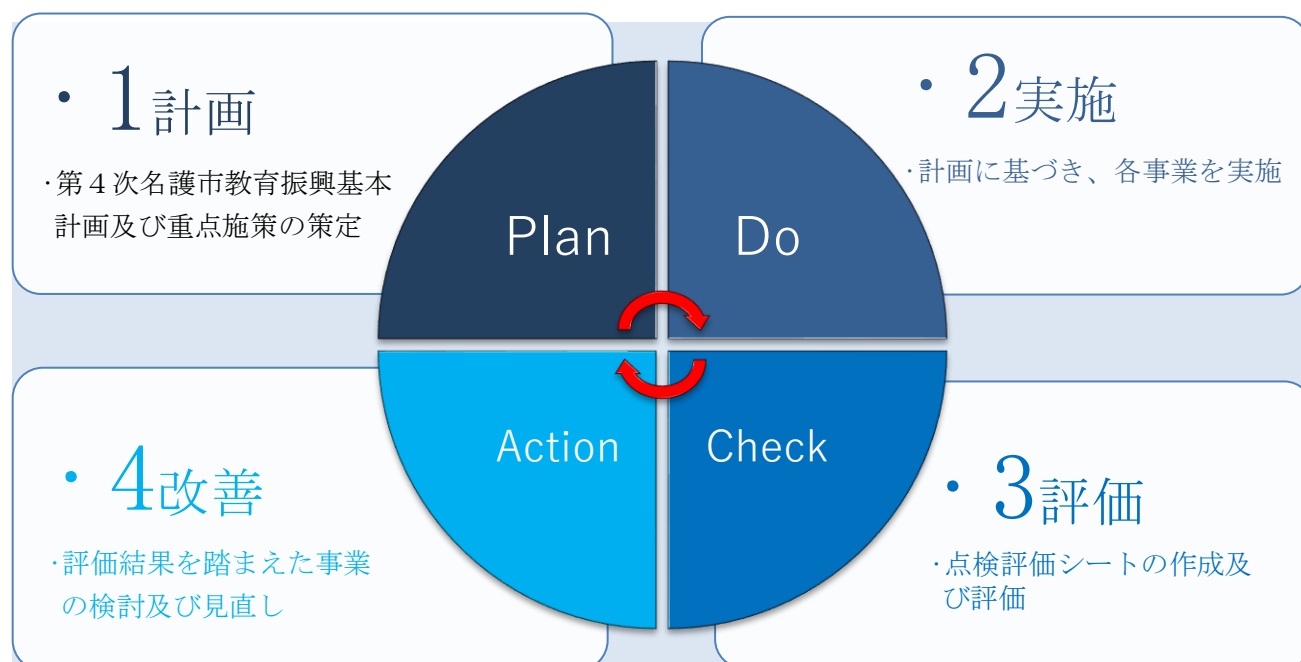
各種計画	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13
第 4 次名護市教育振興基本計画					令和 8 年度～令和 11 年度（4 年間）					
第 5 次名護市総合計画 後期基本計画					令和 8 年度～令和 11 年度（4 年間）					
第 4 期教育振興計画（国）		令和 5 年度～令和 9 年度（5 年間）								
沖縄県教育振興基本計画	令和 4 年度～令和 13 年度（10 年間）									

4 成果目標の達成に向けて

市立学校はもとより公立大学法人名桜大学や国立沖縄工業高等専門学校、北部地区の各教育関係機関、地域、民間団体等と連携を図りながら、成果目標の達成に向けて取り組みます。

5 計画の進捗管理・評価

この計画を推進するに当たり、重点的に取り組むべき課題については、「名護市教育委員会重点施策」を毎年度策定し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定される教育に関する事務の管理及び振興の状況の点検及び評価を行い、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行います。



第2章
基本的な方向性

学びに向かい つながり かかわり 高め合う 未来を創る人づくり

名護市教育振興基本計画の基本理念は、現代社会の急速な変化に対応し、学びや地域のつながりを活かして持続可能な未来を拓く人づくりを目指すものです。

少子高齢化や地域コミュニティの変容といった激しい社会の変化の中、教育には、持続可能な社会の発展を支え、地域全体のウェルビーイングを高める役割が求められています。

こうした状況を踏まえ、「学びに向かい」という言葉には、子どもから大人まで全ての市民が、自ら課題を見つけ、探求する主体的な学びを通して、社会課題を解決する力を育むという願いを込めました。生涯にわたる学びは、自らの考えを広げ、変化に柔軟に対応しながら幸せや生きがいを実感することにつながります。

また、「つながり」・「かかわり」・「高め合う」という言葉には、学びを通じて地域や社会に参画し、互いに連携・協働する姿を示しています。人と人が助け合い、支え合う関係性の中から、互いを尊重し、共に成長していくことができる社会を築きます。

そして、「未来を創る人づくり」とは、これからの社会の創り手となる子どもたち一人ひとりが、夢や希望を抱き、自らの良さや可能性に気づける教育を目指すものです。個性や能力を伸ばし、豊かな知性を磨くことで、未来に向けて力強く歩んでいく市民を育みます。

本市では、これまでの教育の成果と課題を継承し、この基本理念を柱として各種施策を展開します。人と人、人と地域が「つながり」「かかわり」「高め合う」ことで、教育を基盤とした持続可能な未来を市民と共に創り上げていきます。

I 豊かな学びを育む教育の推進

急速な技術革新やグローバル化の進展、社会構造の変化など予測困難な社会において、一人一人が夢と志を持ち、主体的に学び、多様な価値観に基づき、未来に向けて自ら持続的な社会を創り出す人づくりを目指し、心豊かで心身ともに健康な幼児・児童・生徒の育成を進めるための、学びを育む教育の推進に取り組みます。

II 生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進

人生100年時代を見据え豊かな人生を送るため、世代、性別などに関わらず多様な人々が生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学び、一人一人が幸せや生きがいを感じることができる環境づくりに取り組みます。

また、多様な学びを支える、学習・活動の拠点となる社会教育施設（公民館、博物館、図書館）の機能の充実や歴史文化・芸術文化活動及びスポーツ活動に親しむ環境づくりに取り組みます。

III 学校・家庭・地域で共に学び、支えあう社会の推進

地域の子どもは地域で育てることを目指し、子どもの育ちの基礎となる家庭教育を地域全体で支え、学校・家庭・地域が持つ「つながり」や「かかわり」を作り出し、それぞれ持つ役割を担い、互いに連携・協働できる環境づくりに取り組みます。

3 計画の体系表

基本方針	基本施策	具体的施策
I 豊かな学びを育む教育の推進	1 学校教育内容の充実	(1) 学力向上の推進
		(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進
		(3) 多様な教育ニーズへの対応
		(4) 国際社会に対応できる人材の育成
		(5) 幼児教育の充実
	2 学校教育環境の充実	(1) 環境整備の充実
		(2) 学校支援の充実
		(3) 学校給食の充実
(4) 未来を担う子どもたちの育成支援		
II 生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進	1 歴史文化の保存・活用	(1) 文化財の保存及び普及・活用
		(2) 博物館活動の充実
	2 図書館機能の充実	(1) 市民に開かれた利用しやすい図書館運営
		(2) 全市域の市民へ公平なサービスの提供
	3 芸術文化活動の充実	(1) 芸術文化の振興
		(2) 市民会館の管理・運営の充実
	4 中央公民館活動の充実	(1) 中央公民館活動の充実
	5 スポーツ・レクリエーション活動の充実	(1) 生涯スポーツの充実
		(2) 競技スポーツの推進
		(3) スポーツ施設の整備拡充
III 学校・家庭・地域で共に学び、支えあう社会の推進	1 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	(1) 青少年の健全育成
		(2) 学校・家庭・地域の教育力向上の推進
		(3) 社会教育関係団体の支援

4 持続可能な開発目標（SDGs）を意識した基本施策の策定

これまでに整理した基本理念や基本方針に加え、平成 27（2015）年に国連サミットで採択された国際目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」を踏まえ、基本施策を策定しました。加えて、各基本方針に関連する SDGs の項目を下記のとおり整理しました。

I 豊かな学びを育む教育の推進



II 生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進



III 学校・家庭・地域で共に学び、支えあう社会の推進



第3章

名護市教育振興基本計画の主な取組内容及び今後の具体的施策

1 第3次「名護市教育振興基本計画」の主な取組内容

評価

A	計画どおりに進んでいる
B	概ね計画どおりに進んでいる
C	遅れている
D	取り組むことができなかった

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により実施されている教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果を踏まえ、担当課において評価しています。

I 豊かな学びを育む教育の推進

基本方針	基本施策	評価	取組内容
1 学校教育内容の充実	(1)学力向上の推進	B	<p>研究授業及び各種研修会において、ICTを効果的に活用し、質の向上が図られた。</p> <p>児童生徒へ「早寝・早起き・朝ごはん」パンフレットを配布し、県教育庁が作成した「自学自習ガイド」に基づいた家庭学習を推進した。</p> <p>CS推進学校訪問と合わせ小中合同研修会を実施し、中学校区での小中連携を推進した。</p> <p>教育機関（沖縄工業高等専門学校、名桜大学、OIST及びGODAC）と連携を図ることができた。</p> <p>しかし、各種学力調査の平均正答率に課題がある。</p>
	(2)豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	A	<p>不登校プロジェクト会議の開催及び教育相談訪問を実施し、生徒指導支援者を9校に配置を行った。SOSお悩み相談窓口及びIフィルター（有害な情報から子ども達を守るフィルタリング機能）を活用することができた。</p> <p>キャリア教育コーディネーターによる、ジョブシャドウイング（全小学校）、職場体験（全中学校）及び職業人講話を行う学校と事業所のつなぎ支援を行った。</p> <p>名護市部活動等の在り方に関する方針の周知を図ることができた。</p> <p>給食センターに配置された栄養士による食に関する授業支援の実施、ホームページ及び広報誌等での情報発信により食育を推進した。</p>
	(3)特別支援教育の充実	A	<p>第3次教育振興計画のとおり特別支援教育支援者連絡協議会、対象児童生徒及び保護者の面談及びコーディネーター研修会を実施した。</p>
	(4)国際社会に対応できる人材の育成	A	<p>小中英語支援員（ALT）及び日本人英語教師（JTE）の配置を行った。</p> <p>英語検定料の一部補助、小中学校英語体験学習及び1・2年生の外国語活動に係る年間カリキュラムの見直し及び授業改善を行った。</p>

基本方針	基本施策	評価	取組内容
1 学校教育内容の充実	(5)幼児教育の充実	A	就学前施設を対象に各分野の専門家を招聘し、実技・グループ協議及び講話による研修会を実施し、保育者の質の向上を図った。
2 学校教育環境の充実	(1)環境整備の充実	A	「名護市小中学校屋外教育環境整備計画」に基づき、計画期間における屋外教育環境整備事業を全て完了した。 児童生徒1人1台端末の整備、学校の高速大容量のネットワークの整備及びICT支援員の充実が図られた。 「名護市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定した。
	(2)学校支援の充実	A	第3次教育振興計画のとおり市立小中学校全校に学校運営協議会を設置した。 チームティーチングを中心に乗り入れ授業等、個に応じた指導の徹底を図ることができた。 校務支援システム及びグループウェアの導入による校務の一部システム化が図られた。 体験活動の実施、登校復帰に向けた原籍校とのケース会議及び進路実現に向けた相談・学習支援等を実施することができた。 子ども夢基金を活用し、主な成果として給付型奨学金の実施及び児童生徒等への県外派遣等に係る費用の一部補助その他各種事業を実施した。
	(3)学校給食の充実	B	学校給食事業により給食費の無償化を継続実施した。 名護第一学校給食センターの整備を実施した。 しかし、学校給食における地産地消の推進について、地元産食材の使用率の目標値を達成できなかった。

Ⅱ生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進

基本方針	基本施策	評価	取組内容
1 歴史文化の保存・活用	(1)文化財の保存及び普及・活用	B	<p>毎年継続して埋蔵文化財に関する展示会及び講演会を開催し、並びに文化財全般に関する出前授業等を実施することにより、教育普及活動の充実を図ることができた。</p> <p>指定文化財については、新規指定が3件（国登録1件、市指定2件）あったものの、指定解除も3件（市指定）となった。</p> <p>また「津嘉山酒造所施設」の公開活用事業について、便益施設等の整備については検討の結果、実施困難となった。</p>
	(2)市民の市史づくり	B	<p>令和2年度に別巻3「名護市市制50周年記念写真集」を発刊した。</p> <p>令和3年度に本編1「自然と人Ⅱ」を発刊した。</p> <p>別巻2にあたる「名護やんばるの大百科事典」については、WEB上での公開とし、随時更新している。</p> <p>令和2年度「語りつぐ戦争 第4集」を発刊する等、調査・研究した結果等を発信している。</p>
1 歴史文化の保存・活用	(3)新博物館建設と博物館活動の充実	A	<p>令和5年5月2日に新博物館がグランドオープンし、令和5年度の入館者数は、36,489人となり、目標値を達成できた。</p>
2 図書館機能の充実	(1)市民に開かれた利用しやすい図書館運営	B	<p>令和2年度から中央図書館で、令和6年度からは羽地地区センターでもブックスタート事業を実施した。</p> <p>第2次名護市子どもの読書活動推進計画を策定した。</p> <p>学校司書と連携して「名護市推薦図書100」を改訂した。</p> <p>施設修繕は適宜行っているが、規模の大きな修繕には対応が遅れることがあった。</p>
	(2)全市域の市民へ公平なサービスの提供	A	<p>移動図書館及び羽地地区センター図書室において、貸出冊数が増加傾向となっている。</p> <p>電子図書館の導入を実施した。</p>
3 芸術文化活動の充実	(1)芸術文化の振興	A	<p>市民と協働コンサート等実施し、好評を得た。</p>
	(2)芸術文化活動担い手支援	A	<p>名護市児童劇団、名護市児童合唱団及び名護ジュニアオーケストラの各団長と協力し、団員数が徐々に増えてきた。</p>
	(3)市民会館の管理・運営の充実	A	<p>設備等修繕計画に基づき、着実に実施した。</p>

基本方針	基本施策	評価	取組内容
4 公民館活動の充実	(1)中央公民館の充実	B	<p>館内にサークル紹介の常設パネル設置を行った。</p> <p>各支所及び学校での移動講座を実施した。公民館講座からサークル活動への発展があった。</p> <p>中央公民館における冷房設備更新計画を作成し、本計画に基づいた設備更新を実施した。</p> <p>課題として、既存のサークル活動の広報支援を実施しているが、団体数が伸び悩んでおり、目標値に達していない。</p> <p>また、講座においては、令和6年度にアンケートを行ったが、その結果を反映した講座を十分に実施することができなかった。</p>
5 スポーツ・レクリエーション活動の充実	(1)生涯スポーツの充実	A	<p>関係者及び各団体と連携し、各種スポーツ教室及び大会が実施することができ、目標値も達成した。</p>
	(2)夢を育む競技スポーツの推進	B	<p>名護市スポーツ協会と連携し、各種教室が開催できた。</p> <p>また、プロサッカーキャンプ等、トップチームの合宿とタイアップした教室等の開催を行った。</p> <p>しかしながら、開催を予定していた指導者講習会について、開催に向けて最後まで調整してきたが、講師との日程の都合が合わず講習会を開催することができなかった。</p>
	(3)スポーツ施設の整備拡充	A	<p>21世紀の森公園内にサッカー・ラグビー場が整備され、トップチームのキャンプ、各種スポーツ団体の合宿誘致及び大会の開催等の実施が図られた。</p>

Ⅲ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

基本方針	基本施策	評価	取組内容
1 家庭や地域の教育力の向上	(1) 青少年の健全育成に向けた取組の充実	A	<p>友好都市である館林市との交流事業を実施した。夜間街頭指導において、教職員の負担軽減を図った。</p> <p>意識啓発活動として、動画及びラジオドラマを制作し、周知を実施した。</p>
	(2) 家庭・地域の教育力向上の推進	A	<p>家庭教育支援チームと連携し、親の学びの場及び交流の場の機会を提供できた。</p> <p>弁当の実施について、ほぼ全ての学校で取り組んでいる。</p> <p>教育の日及び教育月間における関連事業の取組を行うことで、教育の日について市民へ広く周知を実施することができた。</p>
	(3) 社会教育関係団体の活性化	A	<p>名護市ジュニアリーダークラブを結成した。</p> <p>特に青年世代からの意見を聴取するために、社会教育委員主催の青年会座談会を開催した。さらに、中学生の交流と地域への関心を高める目的に中学校対抗クイズ大会を開催した。</p> <p>また、社会教育委員は、これまでの活動の成果をまとめた提言書を教育委員会へ提出した。</p>

基本方針 I 豊かな学びを育む教育の推進

基本施策 1

学校教育内容の充実

児童生徒に、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むため、学びの一貫性を意識した授業改善を軸に取組の充実を図ります。

関連する SDGS



[具体的施策]

(1) 学力向上の推進

現状・課題

ICT を日常的に活用した授業づくりが進んでいますが、各学校の実態に即した授業改善への支援が必要です。各種調査等から依然として、小中学校共に学力向上は大きな課題となっています。加えて、義務教育 9 年間の系統的・連続的な学習活動の改善、充実を図ることが求められています。引き続き中学校区で連携（小中連携・小小連携）した教育が必要になっています。

また、関係機関の専門性を活かした STEAM 教育¹については、その取組方法について検討する必要があります。

主な取組

① 授業改善、学習指導の工夫・充実

児童生徒一人一人の実態等を踏まえて、個別最適な学びと協働的な学びの一体化により「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、指導体制や指導方法の工夫・改善で授業力向上を目指し、各種研修会や研究指定校・研究グループ等の効果的な実施に取り組みます。ICT 機器を活用した授業改善、学習指導要領に対応した教育を推進するため、教職員研修の充実に取り組みます。（学校教育課）

② 中学校区で連携した教育の推進

学びの一貫性と小学校から中学校への確かな接続を図るため、授業力向上に向けた小中合同での研修会等を開催し、中学校区で連携した教育を推進します。（学校教育課）

1 「STEAM 教育」とは、科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)、芸術・リベラルアーツ (Art)、数学 (Mathematics) の分野を総合的に学び、実践的な問題解決能力を育む教育のこと。

③ 教育関係機関と連携した教育の推進

名桜大学をはじめとする教育機関と連携し、確かな学力の向上及び教員の授業力向上に向けた取組を推進します。(学校教育課)

施策の目標

指 標	現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 11 年度)
自校で育成したい「児童生徒の資質・能力」「目指す子供の姿」が明確にされ、校内研究等で全職員で共有し、ほとんどの職員が意識して授業改善を実践していると回答した割合	92.9%	100%

[具体的施策]

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

現状・課題

児童生徒一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよくたくましく生きていくことが求められています。いじめ問題については、継続した課題があります。自他の生命を尊重する心を育む教育の充実を図ることが重要とされ、学校への支援が必要となっています。

キャリア教育については、継続した周知と支援活動を行い、質の高いキャリア教育を目指して、受入れ地域の拡大や企業への協力要請をさらに推進する必要があります。

「早寝早起き朝ごはん」運動は、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に寄与していますが、保護者が理解を深める取組が必要となっています。

中学校での部活動や小学校におけるスポーツ少年団等の活動において、適切な休養日の設定等、指導や運営体制の構築が求められているとともに、中学校部活動の地域クラブ活動への展開を進める必要があります。

主な取組

① 豊かな人間性を育む教育の充実

「特別の教科道徳」を中心に、全ての教育活動で「心の教育」を推進できるよう、各学校における人権・平和教育への支援、道徳教育や特別活動等の研修を推進します。

いじめの未然防止、早期発見対応等、学校が組織的に生徒指導に取り組めるよう教育相談計画訪問や生徒指導連絡協議会等の充実に努めます。(学校教育課)

② 豊かな社会性を育む教育の充実

キャリア教育コーディネーターの配置により、地域資源を活用したジョブシャドウイング²（小学校）、職場体験（中学校）及び職業人講話の充実に努めます。（学校教育課）

③ 基本的な生活習慣の確立

「早寝早起き朝ごはん」運動を推進し、児童生徒の生活リズムを整える取組を行います。（学校教育課）

④ 健やかな心と体を育む教育の充実

新体力テスト及び泳力調査の分析をもとに各学校の課題に応じ、体力向上のための授業実践、部活動、一校一運動を奨励します。

防犯・防災教育の充実に向けた研修会や合同調査を実施し、児童生徒の安全安心に向けた取組の充実に努めます。

令和元年度に策定した「名護市運動部活動等の在り方に関する方針」に基づいて、各学校における運動部活動等の指導・運営体制の構築を推進します。（学校教育課）

⑤ 食育の推進

養護教諭・栄養教諭と連携した食育指導を推進するとともに、各学校において弁当の日を実施します。（学校教育課）

また、学校給食を「生きた教材」とし、栄養バランスや様々な食文化、生産者とのつながりについて学ぶことで、食に対する興味関心を高めます。（教育委員会総務課）

⑥ 中学校部活動の地域展開に向けた取組の推進

将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させていくために、中学校部活動の地域クラブ活動への展開を進めます。（学校教育課）

2 「ジョブシャドウイング」とは、児童が働く大人の後ろにつき仕事を近くで観察し学ぶ取組のこと。

施策の目標

指 標	現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 11 年度)
人が困っているときは、進んで助けると答えた児童生徒の割合	87.8%	90.3%
将来の夢や目標をもっていると答えた児童生徒の割合	80%	82.5%
全国体力・運動能力調査結果（実技度数分布総合評価）中学校	全国平均より 男子 42.4(+0.6) 女子 44.4(-2.9)	全国平均より 男子 (+1) 女子 (-1~0)
中学校部活動の休日の地域展開実施部活動数	0	20

[具体的施策]

(3) 多様な教育ニーズへの対応

現状・課題

インクルーシブ教育³の考えのもと、学びの場の見直しに係る校内支援委員会の充実が必要です。また、特別支援教育に係る子ども理解のための研修は、継続して行う必要があります。

不登校児童生徒数は増加の一途をたどっています。不登校が継続している児童生徒が多く、どのように支援し、登校復帰や卒業後の社会的自立につなげられるか検討が必要です。

小中学校における日本語の話せない外国籍児童生徒の言葉の壁、学習面の課題や生活習慣への適応等、学校現場における対応が必要になっています。そのため、通訳支援や日本語指導等の環境整備をする必要があります。

主な取組

① 特別支援教育の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための校内体制の支援を図ります。学校と医療、福祉等の関係機関との連携を図り、早期から相談・支援に取り組めるよう、教育支援体制の充実を図ります。

特別支援教育コーディネーターや校内教育支援担当者を中心とした特別支援教育を行うための体制整備を支援し、研修等の充実に努めます。（学校教育課）

3 「インクルーシブ教育」とは、国籍や人種、言語、性差、経済状況、宗教、障がいのあるなしにかかわらず、全ての子どもが学び合う教育のこと。

② 不登校児童生徒への支援

「不登校プロジェクト会議」、「生徒指導連絡協議会」等を開催し、各学校と関係機関との連携を図ります。

不登校の未然防止、校内に子ども達の居場所づくりの確保、早期発見対応等、学校が組織的に取り組めるよう「登校支援リーフレット」の活用や教育相談計画訪問の充実に努めます。(学校教育課)

③ 日本語支援等を必要とする児童生徒への通訳支援等

小中学校における日本語の話せない児童生徒の状況把握に努め、学習等において必要に応じ、音声教材や翻訳機の活用など日本語支援等に取り組みます。(学校教育課)

施策の目標

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
特別支援学級・通級指導教室担当者の特別支援免許の取得率	小学校 86人中34人 (39%) 中学校 44人中9人 (20%)	小学校 (60%) 中学校 (40%)
不登校児童生徒数をR10年度目標数466人からの増数0	R 6 283人 (前年比23%増) R 5 233人	R 11 466人 (前年比0%増) R 10 466人

[具体的施策]

(4) 国際社会に対応できる人材の育成

現状・課題

小学校の外国語活動・外国語科において授業改善が進み、「小学校英語学力調査」の正答率は、ここ数年、全国をわずかながら上回る結果(R6 プラス0.4%)となっています。また、中学校外国語科においても到達調査等において正答率がわずかながら県平均を上回る結果(R6 中1 プラス0.7%、中2 プラス0.4%)となっています。引き続き、教師の授業力の向上及び小中学校英語支援員(ALT)や日本人英語教師(JTE)の指導力の向上のため各種研修会等を充実させます。

英語検定料一部補助については、活用率が第3次名護市教育振興基本計画の目標値を下回ったことから、一人当たりの補助額を見直す必要があります。

主な取組

① 外国語活動・外国語教育の充実

市内小学校で教育課程特例校⁴（第1・2学年における外国語活動）を導入し、英語を用いたコミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力の育成に努めます。小学校英語学力調査（第6学年）を行い、分析し、その後の授業改善に活かします。中学生への英語検定一部補助を行うことで、受検機会を拡大し、英語学習に対する意欲向上を図ります。

小中学生を対象とした英語体験学習を実施し、英語活動や外国人との交流を通して、英語によるコミュニケーションへの積極的な態度と英語に対する興味関心を高めます。（学校教育課）

② 中学生海外短期留学派遣事業の充実

現地での研修をより効果的に実施するために、派遣生徒の選考や事前・事後研修、現地での研修の充実を図ります。また、中学校英語科教員又は小学校英語専科指導教員が引率することにより、学校間の連携や集団活動の意義等、特別活動の目標も踏まえた事業の充実を図ります。（学校教育課）

施策の目標

指 標	現 状 (令和6年度)	目 標 (令和11年度)
小学校英語学力調査正答率	平均正答率が全国平均よりプラス0.4%	平均正答率が全国平均よりプラス1%
英語検定料金補助金活用率	66.8%	69%

4 「教育課程特例校」とは、文部科学大臣が学校教育法施行規則第55条の2の規定により、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認めた学校のこと。

[具体的施策]

(5) 幼児教育の充実

現状・課題

平成30年度に施行された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、生きる力の基盤となる3つの資質・能力「知識及び技能の基礎」、「思考力・判断力・表現力の基礎」、「学びに向かう力、人間性」が示されています。これを受け、それぞれの教育・保育を幼児教育として共通に捉えるとともに、乳幼児期からの発達と学びの連続性の確保、さらに文部科学省は令和4年度から「幼保小の架け橋プログラム⁵⁾」を推進しており、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ることが求められています。

また、公立幼稚園においては園児数の減少により休園となる園があることや適正規模での教育が出来ていないこと、長期休暇や午後の預かり保育に対応できていないこと、複数年教育に対応できていないことなど様々な課題があることから、公立幼稚園の認定こども園への移行や休園している幼稚園舎を子どもの放課後の居場所作りとしての施設の活用等を検討する必要があります。

主な取組

① 保育者の資質能力の向上

公立幼稚園において、専門指導員、指導主事による保育参観及び保育研究会を行うとともに、外部講師を招へいた各種研修会では、全ての就学前施設へ参加を呼びかけ、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質能力の向上を図ります。(こども家庭部 保育・幼稚園課)

② 就学前施設における特別支援教育・保育の充実

全ての就学前施設において保護者の要請に応じ、特別な配慮を必要とする幼児の発達障がい等の早期発見、早期支援に適切に対応できるよう、担当課に指導主事、専門指導員を配置し、訪問観察、相談、支援員等の配置による支援を進めます。特別支援教育に関する幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上を図るため、特別支援教育に関する研修会の充実に努めます。

また、公立の就学前施設においては外国籍等の幼児について、家庭や関係機関との連携を図りながら、個々の幼児の実態に応じた支援に努めます。(こども家庭部 保育・幼稚園課)

5 「幼保小の架け橋プログラム」とは、子どもに関わる大人が立場を越えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むためのプログラムのこと。

③ 保幼小連携教育の推進

名護市保幼小合同研修会を開催するとともに、小学校区毎の連絡協議会や情報交換会を通し、相互理解・連携を図ります。小学校では交流会や体験入学を年間計画に位置付け、全ての就学前施設との円滑な接続を目指していきます。(学校教育課、こども家庭部 保育・幼稚園課)

架け橋プログラムの実施に当たり、架け橋期のカリキュラムを保幼小が協働で策定し、小学校ではスタートカリキュラム⁶を実施・改善します。児童の実態を踏まえて継続的に評価・改善し、幼児期において遊びを通して育まれてきたことを生かして小学校で学びに向かえるよう円滑な接続を目指します。(学校教育課)

④ 公立幼稚園の幼保連携型（公私連携含む。）認定こども園への移行及び集約化

公立幼稚園の幼保連携型（公私連携含む。）認定こども園への移行及び集約化を進め、休園中の公立幼稚園については、地域のニーズを勘案しながら、こどもの放課後の居場所づくりとしての施設の活用等について検討します。(こども家庭部 こども政策課 保育・幼稚園課)

施策の目標

指 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
各種研修会の満足度 (幼稚園教諭・保育士・保育教諭)	100%	100%
保幼小連絡協議会への参加 (就学前施設)	100%	100%
架け橋期のカリキュラム作成と見直し (小学校区毎) (累計)	1校	13校
公立幼稚園の認定こども園への移行 (公私連携含む。) (累計)	—	1園以上移行

6 「スタートカリキュラム」とは、小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した第1学年入学当初の教育課程のこと。

基本施策 2

学校教育環境の充実

子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、より良い教育環境の整備に向けて取り組みます。

関連する SDGS



[具体的施策]

(1) 環境整備の充実

現状・課題

施設の経年劣化、自然災害等の様々な状況が要因となり、施設等に不具合が生じていますが、その都度、学校からの要請や各種点検報告等を受け対応を行っています。今後も引き続き良好な教育環境の提供に努めます。

学校施設の長寿命化について、建物の経年劣化が顕著となっていることから、躯体及び仕上げの改修、屋上防水などを実施する必要があります。

学校施設のグラウンドについて、排水機能の劣化や表土流出による表面状態の悪化などにより、児童生徒の活動に支障をきたしているため、全面的な整備を実施する必要があります。

学校施設のブロック塀等について、危険なブロック塀等を安全なフェンス等へ再整備を行う必要があります。

学校施設のバリアフリー化について、児童生徒の動線に支障となっている段差等が存在するため、その解消を行う必要があります。

また、タブレット端末等 ICT⁷機器・通信を活用した児童生徒の学びや教職員の校務を実施するには適切な ICT 環境を整備する必要があります。

適正な規模で児童生徒が学べるよう、教育環境の整備に努めていく必要があります。

主な取組

① 年 1 回の学校施設・遊具点検の実施

委託する年次・月次点検はもとより、施設・遊具の点検や学校による随時点検を行い、不具合箇所の早期発見・修繕の実施により、施設及び遊具に係る事故を防止し、安全で安心な教育環境を維持していきます。(教育施設課)

7 「ICT」とは、情報通信技術(Information and communications technology)の略のこと。

② 「名護市学校施設長寿命化計画（令和7年3月計画見直し）」に基づく長寿命化改良事業の実施

建物の長寿命化は、物理的な不具合を改善し、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げることとなっており、躯体の延命化や建物の機能向上を行う工事を実施します。（教育施設課）

③ 「名護市小中学校屋外教育環境整備計画（令和7年3月改訂版）」に基づく屋外教育環境整備事業の実施

学校施設のグラウンドについて、様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子どもたちを育成するため、児童生徒の活動に支障をきたしているグラウンドの全面的な整備充実を図ります。（教育施設課）

④ 「名護市学校施設ブロック塀等安全対策整備計画（令和3年12月策定）」に基づく改修事業の実施

児童生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう、市内学校施設における現存するブロック塀等について、適切な工法について学校側と調整を行い、改修工事を実施します。（教育施設課）

⑤ 「名護市学校施設バリアフリー化整備計画（令和7年〇月策定）」に基づく改修事業の実施

児童生徒の動線に支障となっている段差の解消、スロープ等の設置及び多目的トイレの設置などを行います。エレベーターが設置されていない学校施設については、要配慮児童の状況を調査し、整備を実施します。（教育施設課）

⑥ ICT環境の充実

名護市立学校のネットワーク環境、ICT機器類の適切な整備、更新を図るため、「名護市教育情報化推進計画（令和5年5月策定）」の着実な推進を行います。（学校教育課）

⑦ 学校の適正規模・適正配置に向けた取組の推進

児童生徒により良い教育環境を提供するため、「名護市立学校の適正規模・適正配置に向けた基本方針（令和7年2月策定）」に基づき、過大規模校及び小規模校の解消に取り組めます。（学校教育課）

施策の目標

指 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
施設及び遊具による事故件数 (計画年度中)	0件	0件
長寿命化改良棟数	1棟	8棟
グラウンド整備校数	1校	2校
ブロック塀等整備率	45.5%	54.4%
バリアフリー化整備校数	—	(未定)校
「名護市教育情報化推進計画」に基づ く整備の進捗率	94%	95%
校務等のクラウド化 (オンプレミスサービスの削減件数)	5件	1件
過大規模校数	3校	0校
複式学級を有する学校数	2校	0校

〔 具体的施策 〕

(2) 学校支援の充実

現状・課題

名護市立小・中学校教職員の心身の健康管理について、学校の労働安全衛生管理体制の整備の取組が必要となっています。特に教職員の精神疾患による病気休職者数が増加傾向にあり、未然防止及び復職支援のため、労働安全衛生管理体制を整備する必要があります。

主な取組

① 名護市立教育研究所運営

長期教育研究員の授業改善に係る研究を関係機関との連携・協力のもと実施し、研究成果を市内小中学校に波及するよう取り組みます。教育相談室は、児童生徒・保護者・教員の教育上の問題等について相談に応じ、関係機関と連携し、援助などの充実を図ります。

教育支援センター（仮称）は、個々の児童生徒に適切な体験活動や学習活動の提供及び保護者・原籍校・関係機関との連携を充実させます。（学校教育課）

② 教職員の働き方改革の推進

教職員一人一人が、良好な人間関係を築き、心身ともに健康で本来の職務に専念し、児童生徒と共に学び、成長しながら、専門性を十分に発揮して、「子供たちへのより良い教育」を行っていくことができる教育環境を整えるため、「名護市立学校における働き方改革推進計画」に基づき、名護市立学校における働き方改革を推進します。(学校教育課)

③ 教職員の労働安全衛生管理体制の整備

教職員の心身の健康管理のため、県費負担教職員対象に健康診断及びストレスチェックを実施します。

心身の不調の予防や復職支援のため、県費負担教職員が 50 名以上の学校に産業医を配置するとともに、教職員 49 名以下の学校も含め、教職員の健康管理等を担当する保健師の配置に取り組み、ストレスチェック・健康診断後の健康相談、健康に生活するための保健指導に取り組み、教職員のメンタルヘルス対策及び健康管理の充実に努めます。(学校教育課)

施策の目標

指 標	現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 11 年度)
働き方推進計画に係る学校評価(教職員対象)の 5 つの設問中、肯定的回答の割合が 80%の設問数	小学校：4 中学校：3	小学校：5 中学校：5
働き方推進計画に係る管理職アンケート調査の 6 つの設問中、肯定的回答の割合が 80%の設問数	小学校：6 中学校：5	小学校：6 中学校：6
教職員の時間外在校等時間 ・月 80 時間を超える教職員の数 0 ・月 45 時間を超える教職員の年平均割合 50%以下 (R 6 との比較) ・年 360 時間を超える教職員の年平均割合 50%以下 (R 6 との比較) の 3 項目の達成数	—	3
県費負担教職員のストレスチェックの実施	1 回	1 回
産業医及び保健師の配置	0 名	各 1 名

[具体的施策]

(3) 学校給食の充実

現状・課題

平成30年9月から実施している名護市学校給食事業について、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、継続的に実施する必要があります。

新学校給食センターの建設について、令和7年度に第一学校給食センターの整備が完了しましたが、残る東江、屋部学校給食センターも老朽化しており、第二学校給食センターの早期整備が求められています。しかし、建設地の決定や財源面に課題があり、事業着手のためには地域や関係機関等との調整が必要となります。

地産地消については、名護市産の食材をまとめた量で確保することが困難であることや他市や県内外の食材と比較すると割高であること、さらに近年の物価高騰により使用率が低い状況にあります。

主な取組

① 名護市学校給食事業の継続実施

幼児・児童生徒の食に関する正しい理解と望ましい食習慣を養うとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、学校給食の無償化を引き続き行います。(教育委員会総務課)

② 学校給食施設の再整備

名護市立学校給食施設再整備基本計画(平成21年3月策定)に基づき、老朽化が課題になっている学校給食施設を再整備するため、令和7年度に完成した名護第一学校給食センターに引き続き、第二学校給食センターの整備に取り組み、子どもたちに安全・安心な学校給食の提供を行います。(教育委員会総務課)

③ 学校給食における安全な食材の使用及び地産地消の推進

安全な学校給食物資の納入が行われるよう、学校給食センターに給食物資を納入する者の登録制度を引き続き実施します。また、栄養士、栄養教諭を中心に学校全体で食育に取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら、農産物をはじめとした地元の食材を学校給食に積極的に活用します。(教育委員会総務課)

④ 時代に即した学校給食の検討

新しい学校給食施設において、食物アレルギーに対応したアレルゲン除去食調理実施の検討と調理及び配送の民間委託の検討を引き続き行っていきます。(教育委員会総務課)

施策の目標

指 標	現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 11 年度)
地元食材の使用率 ⁸	11.3%	20%

8 「地元食材の使用率」とは、学校給食で使用する目的で購入した主な農産物のうち、名護市産の購入金額が占める割合のこと。

[具体的施策]

(4) 未来を担う子どもたちの育成支援

現状・課題

これまで、子ども夢基金を活用し、給付型奨学金事業及び児童生徒等の県外派遣事業その他の事業を実施し、子どもたちの教育機会の均等やスポーツ活動・文化活動の面における児童生徒の多様な学びと体験の機会の充実が図られました。

社会情勢の変化による物価の高騰等の多くの社会課題があることから、引き続き未来を担う子どもたちを育むため、平等に教育を受ける機会の支援と体験活動の機会を増やす取組を継続して実施することにより、児童生徒一人一人が夢や希望を持ち、能力・可能性を伸ばすことができる環境づくりが望まれています。

主な取組

① 「子ども夢基金」の周知

未来を担う子どもたちの夢の実現と健やかな成長に資する事業を「子ども夢基金」を活用し、持続的に事業を実施するため「子ども夢基金」に関する周知を図り、財源の確保に努めます。
(教育委員会総務課)

② 給付型奨学金の継続実施

意欲と能力がある若者が経済的理由により、高等教育機関への進学を断念することなく、平等に教育を受ける機会を支援し、名護市への郷土愛と生まれ育った地域へ貢献する心を醸成するとともに、特に、成績が優秀であり高等教育機関へ進学後、更に勉学に専念できる環境を整え、優秀な人材を育成することを目的として、名護市給付型奨学金給付事業を継続して実施します。
(教育委員会総務課)

③ 児童生徒等の県外派遣事業の充実

名護市に所在する小学校及び中学校の児童生徒等並びに名護市に所在する県立高等学校及び高等専門学校の生徒又は名護市に住所を有する児童生徒が、運動競技会又は文化関係大会に参加するため、県外又は県内の離島に派遣される場合に大会派遣費の一部を補助します。
(教育委員会総務課)

施策の目標

指 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
給付型奨学金の給付者の満足度	—	5段階評価の4以上
県外派遣の補助を受けた児童生徒の保護者の満足度	—	5段階評価の4以上

基本方針Ⅱ 生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進

基本施策1

歴史文化の保存・活用

名護市の豊かな自然や歴史文化を保存・活用し、身近に親しむことのできるような環境づくりに取り組みます。

関連する SDGS



[具体的施策]

(1) 文化財の保存及び普及・活用

現状・課題

本市には多くの指定文化財（85 件）が所在しており、自然や歴史・文化などの各地域に伝わる文化財の保全に取り組んでいます。

しかし、天然記念物である樹木については、病気による枯死や台風等による倒木などがあることから、定期的な観察を続けつつ適切な維持管理に取り組む必要があります。その他の文化財についても、経年劣化や台風等による被害がでたものについては、計画的な修繕実施に努めます。

また、市内には多くの埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が所在しており、近年、開発等に伴う文化財調査が増えていることから、実施体制の強化を図る必要があります。

さらに、発掘調査により得られた遺物等を整理、記録、保存する文化財資料整理室が老朽化しており、新たな資料整理室及び出土遺物等の保管場所を検討する必要があります。

主な取組

① 天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」の保全

倒木対策として平成 22 年度から平成 24 年度にかけて実施したフレーム支柱の設置や土壌改良後は、ひんぷんガジュマルの生育状況は良好です。しかし、近年、南根腐病による様々な樹種の腐朽・枯死が県内で増加していることから、樹勢等観察を継続して実施するとともに、樹木医や専門家からのアドバイスをいただくなど情報収集を行い、良好な生育状況の維持に努めます。（文化課）

② 重要文化財「津嘉山酒造所施設」の保全

同施設は、沖縄に唯一残る戦前の木造泡盛工場であり、平成23年度から平成29年度にかけて実施した保存修理事業完了後は、まちなか観光の拠点施設となっております。しかし、保存修理事業完了から8年が経過し、台風被害による外壁の漆喰剥落や白蟻被害等が確認されていることから、被害状況について調査を実施し、今後の保存修理に向けた対応について検討していく必要があります。(文化課)

③ 埋蔵文化財の調査・保存及び普及・活用の促進

市内に所在する多くの埋蔵文化財包蔵地(遺跡)については、特に開発行為の及ぶおそれのある遺跡について、遺跡の範囲と年代などの性格を把握する試掘調査や発掘調査を実施すると共にナングシクの文化財指定に向けた調査等に取り組みます。

また、発掘調査により得られた資料(遺物)等の整理・保存に努め、遺跡の重要性を周知するための市民を対象とした企画展や講演会、遺物等を活用した学校現場等での出前授業を実施するなど、教育普及活動を推進します。(文化課)

④ 指定文化財の周知及び普及・活用の促進

現在、市内には国、県、市の指定の文化財が合わせて85件あります(令和7年4月現在)。各地に残る貴重な文化財を後世に残していくため、指定文化財の適切な管理と保全に努め、新たな文化財指定に向けた調査を実施します。

また、本市の歴史、文化や自然を紹介するための出前授業等教育普及活動についても、学校現場等への周知に努めます。(文化課)

⑤ 豊年祭の記録及びその活用

文化課では、博物館と協力し、市内各地の豊年祭の様子を映像記録等で残しており、今後も継続的に記録調査を実施していきます。また、過去の豊年祭の映像記録も多数保管されていますが、古くなり痛んでしまっているものや現在の機器では利用できないものもあるため、デジタル化作業を進めるとともに、デジタル化した映像資料を公開活用できるよう努めます。(文化課)

施策の目標

指 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」の生育状況	良好	現状維持
重要文化財「津嘉山酒造所施設」の保存修理事業の実施	検討	実施
ナングシクの文化財指定に向けた取組	未着手	着手
指定文化財の件数(累計)	85件	88件
学校での出前授業等教育普及活動の実施	20件	25件

[具体的施策]

(2) 博物館活動の充実

現状・課題

名護博物館は、名護市旧庁舎を利用した施設から移転し、令和5年5月にグランドオープンしました。新館建設に伴い、休止・縮小していた資料収集や調査研究・教育普及といった博物館活動を活性化していきます。

活動を縮小していた期間でも最低限の資料収集等を行っていましたが、未来へ残せる「もの」(資料)の収集が十分とはいえないのが現状です。現在、名護博物館が実施している小学校、中学校、高校向けの平和学習や生き物観察会等の講座や講演会は過去に行った調査・研究が基になっています。未来の子どもたちに十分な教育や心の豊かさを育む上でも博物館活動は続けていかなければなりません。

確かな教育普及や展示のためには、地道に調査・研究を積み重ねることが不可欠です。確かな調査・研究のためには物証となる資料を収集し、劣化を最低限に抑えた保存・保管が必要となります。

主な取組

① 名護・やんばるのくらしと自然に関する資料の収集・保存・保管・整理

名護博物館のテーマである「名護・やんばるのくらしと自然」に関し、収集・保存します。また、これらを適切に保管し、付随する情報・記録を整理していきます。(博物館)

② 調査・研究の推進

収集した資料をもとに調査を行い、資料に関する理解を深めます。その後研究により新たな若しくは再発見又はその両方の知見を導き出します。(博物館)

③ 教育普及・展示の強化

調査・研究により導き出した知見から教育普及活動や展示により学習の機会を設けます。企画展や特別展などのほか、常設展示に関しても展示替えや展示方法の工夫により飽きさせない仕組みを考えます。(博物館)

④ 企画や情報発信

市民のみならず修学旅行生や観光客も対象とした企画を立案し、より多くの方が参加できる博物館を目指します。また、WEBやSNSを活用した情報発信の充実を図ります。(博物館)

施策の目標

指 標	現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 11 年度)
新収蔵庫整備率	60%	100%
剥製作製数	0 点	5 点
組織的調査件数	0 件	2 件
学習支援活動回数	76 回	85 回
博物館入館者数	27, 274 人	36, 500 人

基本施策 2

図書館機能の充実

自治公民館・学校・社会教育関連機関等と協力し、市民のニーズに合った幅広い資料・情報・サービス・学ぶ機会を提供します。

関連する SDGS



[具体的施策]

(1) 市民に開かれた利用しやすい図書館運営

現状・課題

令和2年度から中央図書館で、令和6年度からは羽地地区センターでもブックスタート⁹事業を実施しています。

令和6年度に第2次名護市子どもの読書活動推進計画を策定し、併せて、名護市立小中学校の司書と連携して、「名護市推薦図書100」を改訂しました。

子どもから大人まで各世代の学習や調査研究を支援するためには、制度の変化及び技術の進歩並びに多量の情報に対応できる職員のレファレンス技術の向上に継続的に取り組む必要があります。

また、図書館の施設、設備においては経年劣化や老朽化などが見られるため、計画的な修繕実施等の適切な維持管理が必要です。

主な取組

① レファレンスサービス¹⁰の充実

図書館の資料を用いて市民の調べもののサポートをするレファレンスサービスの充実を図るため、レファレンス資料の選定、購入を継続的に行います。また、レファレンス研修を行い、職員のスキルアップを図ります。(中央図書館)

9 「ブックスタート」とは、赤ちゃんとその保護者に絵本の読み聞かせ体験と絵本1冊をプレゼントすること。

10 「レファレンスサービス」とは、図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館職員が利用者の調べ物をサポートする業務のこと。

② 学校司書との連携

学校司書研修会に参加し、学校図書館と連携を図るとともに、市内小中学校のベストリーダー¹¹紹介を継続的に取り組みます。また、授業に関連した図書の貸出を行い、児童生徒の学習支援に協力します。(中央図書館)

③ ボランティアによるおはなし会の継続

ボランティアの協力を得て、毎週土曜日に行っている定例おはなし会を継続して実施します。また、ボランティアを対象とした読み聞かせスキルアップ講座等を開催します。(中央図書館)

④ ブックスタート事業の継続

赤ちゃんとその保護者が絵本を通してふれあいの時間を楽しめるよう、ボランティアの協力を得て、ブックスタート事業を継続して実施します。(中央図書館)

⑤ 市民の要望を考慮した講座や講演会等の実施

児童生徒を対象とした司書体験講座や中高年層を対象とした音読講座、郷土に関する講座、講演会を開催します。(中央図書館)

⑥ 施設・設備の適正な維持管理に係る修繕

施設・設備の経年劣化や老朽化が見られるため、計画的な修繕実施等の適切な維持管理を行います。(中央図書館)

施策の目標

指 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
レファレンス件数	4,117件	5,000件
学校からの貸出依頼件数	125件	150件
おはなし会参加者数	781人	1,000人
講座・講演会等の開催数	130回	130回
ブックスタート参加組数	381組	450組

11 「ベストリーダー」とは、よく読まれた本、貸し出しの多かった本のこと。

〔 具体的施策 〕

（２）全市域の市民へ公平なサービスの提供

現状・課題

移動図書館及び羽地地区センター図書室において、貸出冊数に増加の傾向が見られますが、目標値には達していません。継続的な本の購入や魅力のある特集コーナー作りなど、貸出につながる取組及び工夫が必要です。

令和５年度に電子図書館を導入しました。電子図書館は、中央図書館、移動図書館、羽地地区センター図書室のいずれもの利用が難しい市民への、有効な読書の機会提供と捉え、今後も継続的なコンテンツの充実及び周知を図る必要があります。

主な取組

① 移動図書館サービスの充実

毎年、サービスポイント¹²の見直しを行い、移動図書館サービスを継続的に実施します。

また、魅力のある特集コーナー作りや夏休み期間にサービスポイント未設置の公民館等への特別巡回を実施します。（中央図書館）

② セット貸出の推進

毎年、セットの本の入れ替え及びセット貸出希望団体の募集を行い、継続的に実施できるよう努めます。（中央図書館）

③ 羽地地区センター図書室の充実

資料の充実を図り、配架の見直しを行います。また、利用促進につながるような魅力のある特集コーナー作りやイベントを開催します。（中央図書館）

④ 電子図書館の充実と利用促進

継続的な電子書籍の充実を図り、また、積極的に電子図書館の周知を行い、利用促進に努めます。（中央図書館）

12 「サービスポイント」とは、利用者が図書館サービスを受ける場のこと。移動図書館「がじまる号」の巡回場所のこと。

施策の目標

指 標	現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 11 年度)
がじまる号貸出件数	31,938 冊	40,000 冊
セット貸出ステーション数	7 か所	10 か所
羽地図書室来室者数	2,705 人	3,000 人
羽地図書室貸出件数	7,649 冊	9,000 冊
電子図書館貸出件数	3,203 件	4,500 件

基本施策3

芸術文化活動の充実

市民が身近に芸術文化に触れ、夢や希望を抱き、地域への愛着と誇りが高まるよう創造性豊かなまちづくりを目指します。

関連する SDGS



【 具体的施策 】

(1) 芸術文化の振興

現状・課題

芸術文化は、人々の生活に楽しさや癒し、感動など心に“うるおい”と“ゆとり”をもたらしてくれます。次世代の芸術文化を担い、支える人づくりに取り組むため、3団体（名護市児童合唱団、名護ジュニアオーケストラ及び名護市児童劇団）の活動を支援し、子ども芸術支援事業の充実を図り、子どもたちの豊かな創造力やコミュニケーション能力を養うことを目指します。また、指導者と連携し、芸術文化活動へ参加できる環境を整備することで活動発表・交流の場づくりを行い、芸術文化の担い手と支え手の双方の育成に努めます。

部活動の地域移行等、子どもたちを取り巻く環境が時代とともに変化しています。それら要因により、子どもたちの活動の受け皿としての役割が増している中、専門的な知識や経験を有する指導者が少なく、指導者確保が求められています。

市民が身近に芸術文化に触れる機会をつくるため、「鑑賞型事業」、「市民参加型事業」、「アウトリーチ¹³事業」などの多様な事業を展開し、活力あるまちづくり実現のため芸術文化活動の促進に努めています。また、劇場に出向くことが困難な市民等に対し、アウトリーチ事業を実施し、優れた舞台芸術に直接触れる機会をつくり、豊かな感性を育むとともに芸術への関心度を高める環境づくりにも力を入れています。

また、自主文化事業開催後にアンケートを実施しており、提出された要望や意見などを業務（事業）改善のための貴重なデータとして活用し、芸術文化の創造・発信に役立てています。

13 「アウトリーチ」とは、家庭や日常生活の場に出向きサービスや活用可能なサービスの情報を届けること。

主な取組

① 芸術文化活動担い手支援

子どもが持つ豊かな感性と個性を伸ばすため、指導者と連携を図りながら、子どもたちが芸術文化を体感し、表現していくための発表の場、交流の場づくりを行っていきます。また、子どもたちの文化活動を充実させることで児童生徒の健全育成を図ります。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

② 芸術創造活動への参加・体験促進のための市民ニーズに沿った芸術文化事業等の充実

県内外で活躍する芸術家(アーティスト)が音楽や演劇などのワークショップを行い、市民と協働で舞台を創造する「市民参加型事業」を行います。芸術文化を鑑賞するだけでなく、参加・体験することが芸術文化への関心度を高める機会を増やします。

また、芸術文化施設に足を運べない方々などを対象とした「アウトリーチ事業」を行うことで、市民等が等しく芸術文化へ触れる機会を提供します。

市民が芸術文化に触れ、参加・体験することにより、地域の芸術文化の活性化を図ります。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

③ 文化団体の活動支援及び連携

名護市文化協会、やんばる展実行委員会、芸術鑑賞体験事業実行委員会の活動を支援し、連携することによって本市の芸術文化振興を図ります。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

施策の目標

指 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
3団体の団員数	61名	63名
3団体活動回数	132回	134回
3団体定期公演回数	3回	3回
自主事業(鑑賞型・市民参加型・アウトリーチ)	27回	29回

〔 具体的施策 〕

（２）市民会館の管理・運営の充実

現状・課題

市民会館は昭和 60 年（1985 年）に開館し、これまで市民の芸術文化創造活動の拠点として、本市の芸術文化活動の推進に大きく寄与してきました。供用開始から 40 年以上が経過し、建物及び各種設備は老朽化が進み、施設の安全を確保するためには、市民会館全体の大規模な改修、修繕が必要です。

文化薫るまちづくりの活動拠点として、市民が安全・安心な環境で利用できるように安全管理に十分な配慮が必要です。

主な取組

① 利用者のニーズに応じた管理・運営の充実

施設利用者の声を反映した設備機器等の充実を図るとともに、時代に沿った施設の運用・安全管理を行っていきます。芸術文化活動に取り組む市民が利用しやすい利便性の高い施設にするるとともに、様々なニーズに対応できる柔軟性を備えた管理運営を行います。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

② 計画的な施設の修繕及び設備の維持・改善等の実施

市民等が利用する施設として、計画的な修繕等を実施し、安全対策等に配慮した管理運営を行います。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

基本施策 4

中央公民館活動の充実

市民へ生涯学習機会を広く提供するため、地域や社会課題、市民ニーズを捉え各事業に取り組み、市民が誰でも気軽に利用できる生涯学習の拠点となるよう、施設の適正管理・運営に努めるとともに、各支所と連携し、市民の学びの場の提供に取り組みます。

関連する SDGS



[具体的施策]

(1) 中央公民館活動の充実

現状・課題

新型コロナウイルス感染症蔓延時のサークル活動自粛を境に、サークル団体数が減少傾向にあることから、サークル団体の新規立ち上げ及び会員増加に向けた支援等が必要な状況となっています。

公民館講座は、地域や社会的な課題をテーマにした講座や市民ニーズを捉えた講座を効果的・計画的に提供する必要があります。

また、中央公民館は供用開始から 40 年が経過し、老朽化する中、利用者が安全・快適に利用できるように施設の適正管理・運営を行っていきます。

主な取組

① 中央公民館サークル活動の支援

充実したサークル活動ができるよう施設の定例利用や使用料の減免により活動の継続性を支援します。また、サークル団体の立ち上げ支援を実施し、新規サークル団体の立ち上げの促進を図ります。若年層や働き方世代を対象とした広報支援として、SNS 等で情報発信をしていきます。(地域経済部 地域力推進課)

② 中央公民館講座の実施

「デジタル」、「防災」、「金融」等の地域や社会的な課題をテーマに課題解決の活動につながる講座や市民ニーズを捉え生涯学習のきっかけとなるような講座を社会教育指導員とともに企画・実施します。また、市民へ学びの場を広く提供できるよう、各支所との連携を図ります。(地域経済部 地域力推進課)

③ 社会教育拠点施設としての中央公民館の管理・運営の充実

利用者が安全・安心に活動できるよう、施設の修繕や備品の整備等を図ります。

さらに施設予約システム導入による利用者の利便性向上を図ります。(地域経済部 地域力推進課)

④ 「名護市公民館連絡協議会」との連携の充実

自治公民館長や書記を対象にした研修会を実施し、「名護市公民館連絡協議会」と連携の充実を図ります。(地域経済部 地域力推進課)

施策の目標

指 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
中央公民館サークル団体数	34 団体	44 団体
講座実施数	29 回	30 回
講座受講率 (定員充足率)	82.2%	100%
公民館職員等研修会	2 回	2 回

基本方針Ⅱ 生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進

基本施策5

スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民の誰もがスポーツに親しむことができる機会を提供するため、スポーツ実施に向けた環境整備、機運醸成を図るとともに、子どもたちのスポーツ活動の支援と充実に努める。

関連する SDGS



[具体的施策]

(1) 生涯スポーツの推進

現状・課題

令和6年度に策定した「第2次名護市スポーツ推進計画」の計画策定時に、市民アンケート調査を行った結果、日ごろの運動不足を感じている人が市民全体の70%以上となっており、また、スポーツを実施している人の割合は40%程度にとどまっていました。

年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域でスポーツに親しみ、参加できる取組が必要です。

主な取組

① ライフステージに応じたスポーツ教室の実施

未就学児から大学生までの学生、青年、高齢者まで、人生の各ステージに応じた目的、強度のスポーツ教室開催を促進します。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

② スポーツ推進委員の活動環境の充実

スポーツ推進委員の育成に関する取組の促進及び委員の活動推進に向けた各種後方支援を行います。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

③ 生涯スポーツ実施促進に向けた広報活動

成人、障がい者、高齢者がスポーツに触れ合う機会創出に向けた情報発信等を行います。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

④ 子どもから大人まで各世代に応じた指導体制の充実

世代ごとの育成手法を学ぶための講習会の開催や指導者間の情報共有等の機会創出を支援します。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

⑤ 総合型地域スポーツクラブの設立・発展支援

名護市の状況に即した総合型地域スポーツクラブの設立に向けた検討や関係者との協議・調整等を行います。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

⑥ 市立中学校における運動部活動の地域展開した際の受け皿の創出支援

名護市に適した部活動の地域展開の形を推進するための調査を行うとともに学校や指導者、受け皿となる地域スポーツ団体等の関係者と協議し段階的に推進します。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

施策の目標

指 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
市民のスポーツ実施率	40%	55%
スポーツ関連施設の利用者数	329,506人	412,000人
指導者講習等を受けた人数	—	250人

[具体的施策]

(2) 競技スポーツの推進

現状・課題

名護市スポーツ協会や名桜大学、そして各競技団体等が連携を図り、競技力の向上や競技者と指導者の育成が必要です。

主な取組

① スポーツ関係団体の活動の活発化

市内のスポーツ団体が大会への出場等の機会を得やすくなるような情報発信等を行います。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

② 県レベルの大会やスポーツイベントの開催

大会誘致に向けた情報発信や関係者調整等を行います。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

③ データを活用したアスリートの育成強化

データを活用できる指導者の育成を促進するとともに、運動機能測定等の最新テクノロジー等を持つ企業の誘致や連携を促進します。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

④ プロ選手やトップアスリートによる子ども向けスポーツ教室の開催

ジュニアアスリート育成に向けた専門性の高い指導者やアスリートによる教室等の機会創出を支援します。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

施策の目標

指 標	現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 11 年度)
競技スポーツ人口	7,002 人	7,500 人
運動が好きな子どもの割合	70.4%	75%
スポーツ関連施設の利用者数	329,506 人	412,000 人

[具体的施策]

(3) スポーツ施設の整備拡充

現状・課題

既存施設の経年劣化が進行する中、適切な維持管理と計画的な施設の更新及び改修をし、安全で持続可能な地域スポーツ環境を整える必要があります。

主な取組

① スポーツ施設の環境改善

市内のスポーツ施設の更新、改修等や施設の環境改善を行います。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

② スポーツ施設の充実

スポーツ施設の新設に向けた各種調整及び有効活用に向けた関係者調整や情報発信等を行います。(地域経済部 文化スポーツ振興課)

施策の目標

指 標	現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 11 年度)
スポーツ関連施設の利用者数	329,506 人	412,000 人

基本方針Ⅲ 学校・家庭・地域で共に学び、支えあう社会の推進

基本施策 1

学校・家庭・地域の連携・協働の推進

地域全体で子どもたちを育むことを目指し、学校・家庭・地域の「つながり」や「かかわり」を作り出し、それぞれ持つ役割を担い、互いに連携・協働できる環境づくりに取り組みます。

関連する SDGS



[具体的施策]

(1) 青少年の健全育成

現状・課題

グローバル化の進展や技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく変化し、予測が困難な時代となっている中で、いつの時代にも変わらず、豊かな心と健やかな体を育み、社会の激しい変化に対応できる子どもたちを育てることが重要です。自然体験活動や多様な世代との交流活動を通じて、一人一人の違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれる子どもたちの育成に取り組みます。

また、深夜はいかいや飲酒、喫煙等の不良行為に加え、近年は、大麻などの薬物や闇バイト等、少年犯罪の低年齢化や多様化が問題となっています。青少年を取り巻く環境を健全化し、青少年の犯罪を未然に防ぐためにも、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、青少年の健全育成を図る必要があります。

主な取組

① 青少年の体験活動、交流活動の充実

次代を担う青少年が自然体験活動を通し、多様な世代と交流する「ふるさと・未来・絆リーダー研修」、「ジュニアリーダークラブ活動」などの研修や体験活動を通して、自ら考え発言し、行動する力や一人一人の違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれる子どもたちの育成に取り組みます。(地域経済部 地域力推進課)

② 青少年に対する健全育成活動の実施

青少年の深夜はいかいや飲酒、喫煙等の不良行為に加え、近年は、大麻などの薬物や闇バイト等の少年犯罪を未然に防ぐために沖縄県と協働し、名護市民一斉行動を実施します。また、名護市青少年育成協議会等と連携し、夏まつり・さくら祭り夜間街頭指導活動を実施します。さらに、少年が日常考えている事を広く社会に主張する「名護市少年の主張大会」を実施します。

市内の青少年を取り巻く環境の実態を把握し、青少年のための環境を整備することを目的に、「社会環境実態調査」を実施します。（地域経済部 地域力推進課）

施策の目標

指 標	現状 (令和 6 年度)	目標 (令和 11 年度)
自然体験活動などの実施	12 回	12 回
青少年の非行防止活動などの実施	7 回	7 回

[具体的施策]

(2) 学校・家庭・地域の教育力向上の推進

現状・課題

全ての市立小中学校にコミュニティ・スクール¹⁴（学校運営協議会制度）が導入され、学校・家庭・地域が連携・協働して子どもたちの成長を支える体制が整えられています。この体制を十分に生かし、地域とともにある学校づくりをさらに充実させていくことが求められています。

家庭教育の支援を充実させるため、家庭教育支援に関わる人材の発掘と計画的な育成を通じて持続可能な支援体制を構築していくことが必要となっています。

「名護市教育の日」を平成 23 年に制定し、様々な取組と合わせて周知を図ることができましたが、より効果的な取組の実施が必要です。

主な取組

① コミュニティ・スクールの充実

研修や周知広報を通じてコミュニティ・スクールの理解を深めるとともに、地域学校協働活動推進員を各校に配置し学校と地域をつなぐ教育活動を行い、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進に取り組みます。（学校教育課）

14 「コミュニティ・スクール」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する学校運営協議会が置かれた学校のこと、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図る仕組みのこと。

② 「家庭教育支援事業」の充実

家庭教育支援員やサポーターの育成を継続して行い、関係機関と連携した親の学びの場と交流の場の充実を目指します。(学校教育課)

③ 「名護市教育の日」をとおした取組の充実

市民の教育に対する意識と関心を高めるとともに、家庭、学校、地域、関係機関・団体が互いに連携し、地域全体で子どもたちを守り育てる環境づくりに取り組むことで、自らの「生きる力」を育み、「命の大切さや命のつながり」を後世へと伝え、夢と希望に満ちあふれた子どもたちを育てるため、「名護市教育の日」をとおした取組を充実させます。(名護市教育委員会・地域経済部 地域力推進課 文化スポーツ振興課 こども家庭部 保育・幼稚園課)

施策の目標

指 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
「学校での地域との関わり」があると答えた児童生徒の割合	49.8%	65%
「地域の大人への関心・信頼への向上」があると答えた児童生徒の割合	62.0%	67%
「自己肯定感」があると答えた児童生徒の割合	69.6%	80%
「地域貢献意識の高まり」があると答えた児童生徒の割合	58.9%	68.0%
家庭教育支援者(支援員・サポーター)数 (累計)	32人	67人

[具体的施策]

(3) 社会教育関係団体の支援

現状・課題

急激な社会の変化において、社会教育関係団体の在り方や役割などについても柔軟に対応していく必要がありますが、役員の担い手不足や会員の減少など、各団体が抱える課題により、組織体制が弱体化し、団体の維持・運営に課題が生じている団体もあります。各団体が自ら抱える課題について、会員相互が議論し、課題の解決に向けて試行錯誤する取組が望まれています。

また、地域の社会教育関係団体の活性化や活動の充実を図るために、地域のコーディネーター役としての人材の育成が求められています。

主な取組

① 社会教育関係団体等の活動に対する支援

「名護市子ども会育成連絡協議会」、「名護市青少年育成協議会」、「名護市青年ネットワーク」、「名護市PTA 連合会」、「名護市女性会」などの活動を支援し、組織の在り方や役割などについて、自ら抱える課題の解決に向けて会員相互が議論して取り組むことが出来るように、各団体研修会及び社会教育研修を実施し、支援します。（地域経済部 地域力推進課）

② 各支所による社会教育関係団体支部組織等の支援

各支所管内の社会教育関係団体の課題を把握するため、支所職員が地域活動や団体活動に向かうよう努め、課題解決に向けた手立てを住民とともに考え、社会教育関係団体活動の取組を支援します。（地域経済部 羽地支所 久志支所 屋部支所 屋我地支所）

施策の目標

指 標	現状 (令和6年度)	目標 (令和11年度)
社会教育関係団体数(運営支援・助成)	5団体	5団体
社会教育研修の実施	2回	2回